

鳥取県手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験) 受験料助成事業費補助金の事務手続きについて

1. 手話通訳士試験を受験

○受験票、支出額(受験料)を証する領収書等を保管しておいてください。

2. 交付申請提出 (2月28日まで)

○提出書類

- ・ 鳥取県補助金等交付規則第5条に規定する申請書
- ・ 本補助金要綱第4条に規定する事業報告書(様式第1号)
- ・ 受験票、支出額を証する領収書等
- ・ 口座振込依頼書(様式第2号)

○提出書類は、下記提出先に郵送又は持参してください。

3. 交付決定兼額の確定通知到着(交付申請から原則30日以内)

4. 補助金の支払い

交付決定兼額の確定通知到着後、補助金の支払をします。
交付申請で口座振込依頼書を提出いただいているため、支払に係る追加の書類提出は不要です。

資料提出・問い合わせ先

福祉保健部ささえあい福祉局 障がい福祉課
鳥取市東町1丁目220番地

電話 0857-26-7201、ファクシミリ 0857-26-8136

メール shougafukushi@pref.tottori.jp